

令和五年三月三十一日受領
答弁第三四号

内閣衆質二一一第三四号

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員緒方林太郎君提出軽犯罪法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緒方林太郎君提出軽犯罪法に関する質問に対する答弁書

御指摘の「クラウドファンディングのうち、一部の限られたもの」の意味するところが明らかではなく、また、犯罪の成否は、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断されるべき事柄であり、お答えすることとは差し控えたい。